

# 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方へ

## 【概要】

	身体障害者手帳	療育手帳
障がいの種類	視覚障害、聴覚又は平衡機能障害、音声・言語又はそ しゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう又は直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害	/
障がいの程度	1～6級 (障害の程度としては、1・2級の方が重度になります。)	

## 【手帳交付の各種手続き】

申請の種類	事 項	用意していただくもの	
		身体障害者手帳	療育手帳
再交付	手帳を紛失・破損したときや、手帳の記載欄の余白がなくなったとき	写真(縦4cm横3cm) 1枚 身体障害者手帳(紛失を除く)	療育手帳(紛失を除く) 写真(縦4cm横3cm) 1枚
程度変更 再認定 再判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの程度が変わったとき</li> <li>・再認定・再判定の時期がきたとき(手帳に次の再認定・再判定年月が書いてあります。)</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">                     ☆ 診断書(指定様式)、申請書等は健康福祉課の窓口を用意してありますので、お申し出ください。                 </div>	知事の指定した医師の診断書☆ マイナンバーがわかるもの 写真(縦4cm横3cm) 1枚 身体障害者手帳 健康保険証	※判定機関に直接連絡頂き、面接の予約をとって判定を受けて下さい ・栃木県障害者総合相談所 ※18歳以上 ☎028-611-1208 ・栃木県南児童相談所 ※18歳未満 ☎0282-24-6121
記載事項変更	・住所、氏名などが変わったとき	マイナンバーがわかるもの 身体障害者手帳	療育手帳
	※他市町村に住所を移す時には、転入先の障害担当課で住所異動の届出をしてください。		
	・他県の手帳をお持ちの方で、壬生町に住所を移された方		療育手帳 写真(縦4cm横3cm) 1枚 (詳しくは担当課までお問合せ下さい。)
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなったとき</li> <li>・障がいの程度に該当しなくなったとき</li> </ul>	身体障害者手帳	療育手帳

## 【各種制度のご案内】

○手帳の種類・等級・程度などにより該当するかどうか異なります。予めご了承ください。

制 度	制 度 の 内 容	問い合わせ先	必要なもの等
重度心身障害者 医療費の助成	重度の障害者が病院等で診療を受けたときに支払う自己負担分が助成されます。 (概ね1～2級、A1・A2の方など)	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、健康保険証、身体障害者手帳又は療育手帳、通帳
<b>(※高校3年生までの方はこども未来課 ☎81-1864)</b>			
自立支援医療(更生医療)の給付	障害認定された部位の身体障害者手帳をお持ちの方に、その部分の障害を軽くしたり機能を回復するための医療費の給付が受けられます。 (心臓手術、血液透析等)	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、健康保険証、身体障害者手帳、自立支援医療(更生医療)意見書(指定用紙)
自立支援医療(育成医療)の給付	お客様のからだの機能を改善するために必要な医療を指定自立支援医療機関で受けた場合、医療費の給付が受けられます。	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、健康保険証、自立支援医療(育成医療)意見書(指定用紙)、治療用装具の見積書(装具療法を行なう方のみ)
日常生活用具(特殊寝台、ストマ用装具等)給付・貸与	在宅の重度障害児者の日常生活をしやすいするために日常生活用具が給付・貸与されます。	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、見積書、身体障害者手帳又は療育手帳
補装具の購入・修理	身体上の障がいを補い日常生活や職業生活をしやすいするため、補装具の購入又は修理が受けられます。 原則として費用の1割が自己負担になります。	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、見積書、補装具給付意見書(指定用紙)、身体障害者手帳
紙おむつの給付	在宅の重度心身障がい児者(3歳～)の方で常時紙おむつを使用している方に支給されます。	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、身体障害者手帳、又は療育手帳
特別障害者手当 (20歳以上)	日常生活において、常時特別の介護を必要とする方(長期入院・入所は除く)に支給されます。(主に1～2級、A1の障がい者が重複している方など) ※所得制限あり	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、身体障害者手帳、又は療育手帳、本人及び扶養関係者のマイナンバーがわかるもの、世帯全員の住民票、戸籍謄本、診断書(指定用紙)、通帳、年金証書の写し等(特別障害者手当のみ)
障害児福祉手当 (20歳未満)			
特別児童扶養手当	障がい児(20歳未満)の方を監護、養育している父若しくは母に支給されます。 ※所得制限あり	こども未来課 ☎81-1864	印鑑、身体障害者手帳、世帯全員の住民票、戸籍謄本、診断書(指定用紙)、通帳
児童扶養手当	離婚や死亡により父又は母がいないときや、重度の障がいのある父又は母を持つ児童を養育している方に支給されます。 ※所得制限あり		身体障害者手帳又は療育手帳、世帯全員の住民票、戸籍謄本、障害年金証書、通帳
重度心身障害児 扶養手当	在宅の重度心身障がい児(20歳未満)の方を養育している扶養者に支給されます。	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、世帯全員の住民票、通帳
タクシー料金助成	障害者本人が利用するタクシー料金の一部を町で助成します。(身体1・2級、療育A1・A2の方)	健康福祉課 ☎81-1829	印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳
有料道路通行料金割引	身体障がい者の方が自ら運転する場合及び重度の身体障がい児者や重度の知的障害児者の方の移動のために介護をしている方が運転する場合、割引されます。(あらかじめ役場で手帳に証明を受ける必要があります。)	健康福祉課 ☎81-1829	身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、運転免許証(ETCをご利用になる場合、ご本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ証明書)
NHK受信料の減免	視覚障がい者・聴覚障がい者・重度の身体障害者が世帯主の場合、または重度の知的障害者が世帯主の場合に半額免除されます。 障害者の世帯全員が町民税非課税の場合、全額免除されます。	健康福祉課 又は NHK宇都宮放送局 028-634-0088	印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳、NHKお客様番号がわかるもの
自転車等駐車場 使用料の免除	おもちゃのまち駅にある壬生町自転車等駐車場の使用料が免除されます。	都市計画課 ☎81-1854	印鑑、身体障害者手帳又は療育手帳

その他の制度・・・必要書類等々は直接関係する官公庁や会社にお尋ねください。

制 度	制 度 の 内 容	問い合わせ先
税金の減免等	障がいの程度により、所得税・相続税・贈与税・住民税の所得控除や、自動車税・軽自動車税が減免されます。	・栃木税務署 ☎22-0885 ・栃木県税事務所 ☎23-3411 ・町税務課 ☎81-1817
障害者年金	障害基礎年金、障害厚生年金・障害手当金等の受給	・町住民課 ☎81-1827 ・栃木年金事務所 ☎22-4131
心身障害者扶養共済制度	障害児者を扶養している保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障害になったときに、年金が支給されます。(療育手帳所持者、身障手帳1～3級等)	栃木県障害福祉課社会参加促進担当 ☎028-623-3053
生活福祉資金の貸付	障害者世帯に対し目的に応じて、貸付を行います。	壬生町社会福祉協議会 ☎82-7899
旅客運賃割引	鉄道、バス、国内航空の運賃の割引制度があります。	駅、バス会社、航空会社
タクシー料金割引	乗車したときに障害者手帳を提示すると割引になります。	各タクシー会社
携帯電話基本料等の割引	障害者手帳をお持ちの方が契約することにより割引になります。	各携帯電話会社

◇駐車禁止地帯の駐車(歩行が困難な方が対象です。詳しくは栃木警察署(25-0110)にお問い合わせください)

## 【障がい福祉サービス】

障がい程度が一定以上の方に生活上または療養上必要なサービスを提供したり、身体的または社会的なリハビリテーションや就労のための訓練などの支援があります。 ※障がいの状態により、受けられるサービスが異なります。

種 類	内 容
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護 (ホームヘルプ)</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> </ul> ・自宅において、入浴・排せつ・食事の介助や外出時の移動の補助を行うサービス ・家で介護を行なう人が病気などの場合、短期間、施設にて入所受入れをするサービス など
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所 (ショートステイ)</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 就労継続支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> </ul> ・常に介護が必要な方が、施設や病院にて日中、入浴・排せつ・食事の介護を受けるためのサービス ・就労希望者または通常の事業所で働くことが困難な人に、生産的活動の提供や、知識・能力の向上のための訓練を行うサービス など
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同生活援助 (グループホーム)</li> <li>・ 施設入所支援</li> <li>・ 自立生活援助</li> </ul> ・グループホームにて、住居における相談・日常生活の援助や、夜間の入浴や排せつ・食事の援助や介護などが受けられるサービス ・施設に入所する人が、夜間の入浴や排せつ・食事の援助や介護を受けられるサービス など

## 【児童の通所】 ・ ・ ・ 児童福祉法による支援

障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援</li> <li>・ 放課後等デイサービス</li> <li>・ 保育所等訪問支援</li> <li>・ 医療型児童発達支援</li> <li>・ 居宅訪問型児童発達支援</li> </ul>	障がいを持つ児童が施設に通所することで、療育や、見守りを行ないます。 ※児童の入所については、県南児童相談所にお問い合わせください。
---------	--	---

## ◇障がい福祉サービス利用までの流れ◇

相談→申請→(調査→障害支援区分の認定)→サービス等利用計画案作成→支給決定→事業者との契約→サービス利用開始

### ※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が最も支援度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、主治医意見書及び調査員による聞き取り結果をもとに、市町村審査会(概ね月1回)での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

## ◇ 委託相談支援事業所 『壬生町相談支援センターあるしえん』

相談支援事業所「壬生町相談支援センターあるしえん」は、地域にお住まいの障がいをもつ方や、そのご家族のための相談窓口です。生活の中での困りごとや、悩み事があったときには、お気軽にご相談ください。

《連絡先》 壬生町安塚2032-2 ☎ 0282(86)7665 FAX 0282(25)7625

月～金曜日 利用時間 9:30～17:30 ※相談にかかる費用は無料です。

※「壬生町相談支援センターあるしえん」への来所、お電話での相談のほか、ご自宅へお伺いすることもできます。

## 【地域生活支援事業】

地域生活支援事業は、市町村が実施するサービスで、利用する人の状況や地域の特性に応じた様々なサービス提供を行なう事業です。

※障がいの状態により、受けられるサービスが異なります。

種 類	内 容
意思疎通支援	手話通訳、要約筆記者の派遣等により、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方の情報支援を行います。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出等の際に個人やグループの移動の支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者が通所して、創作的活動や、生産活動等を行える活動拠点を提供し、地域との交流などを図ることを目的としています。
訪問入浴サービス	入浴が困難な重度の身体障がい者に対し、入浴車等により浴槽を持ち込んで、居宅での入浴を提供するサービスです。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
自動車改造費助成 運転免許取得費用助成	・重度の身体障がい者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときの改造費用の一部助成を行います。 ・自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用の一部助成を行います。

### ◇壬生町身体障害者福祉会

障がい者に対する社会福祉の増進、障がい者間の親睦をはかることを目的に組織を作り独自の活動をしています。

事務局 壬生町社会福祉協議会内 82-7899（壬生甲3843-1）

### ◇壬生町心身障害児者親の会

知的、身体的に障がいのある児（者）の親たちが、お互いの悩みを話し合ったり、相談しあったり、組織を作り活動をしています。

事務局 壬生町社会福祉協議会内 82-7899（壬生甲3843-1）

問合わせ先

壬生町 健康福祉課 障がい福祉係

TEL 0282-81-1829 FAX 0282-81-1121

E-mail kenko@town.mibu.tochigi.jp